

敬老の日ミニイベント

『笑顔相続への一步を踏み出す・エンディングノート作成セミナー』開催ご案内

2017年9月19日(火) 13:30~15:30

於：(一社) 相続診断協会事務所 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7F

「相続診断士」を認定している一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区)は、敬老の日になんで、2017年9月19日(火) 13:30~15:30、当協会事務所にて、エンディングノートを書く事を日本文化としていく為に、『笑顔相続への一步を踏み出す・エンディングノート作成セミナー』を開催します。



写真：夏休み親子イベントの様子

2017年7月より全国70店舗の店頭で販売を開始した、当協会オリジナルのエンディングノート『笑顔相続ノート』を親子で書いていただき、笑顔相続への一步を踏み出していただきます。当日は笑顔相続ノート(当協会オリジナルのエンディングノート)を使い、親から子へ想いを伝えます。今回は、敬老の日ミニイベントとして、子は社会人として活躍している相続診断士世代、親はその親御さん世代の親子向けイベントとなります。親の気持ちが知りたいと思っている子がいる一方で、親も自分の想いを伝えたいと心の奥では思っています。なかなか普段話せないことも、エンディングノートを使って伝える事が出来ます。エンディングノートは、素晴らしいコミュニケーションツールです。この機会に是非ご体感下さい。

親の想いが分からぬまま相続を迎え、結果として争族になるケースは、今現在も後を絶ちません。その為、相続診断協会では、1件でも多くの争族を減らし、笑顔相続を普及する為、相続診断士を通じて一般の方への啓蒙活動をしています。家族で話す大切さを伝え、エンディングノートを書き想いを残すことを日本文化としていく為に、定期的にエンディングノート作成セミナーを開催しています。

笑顔相続ノートを書く事で、自身の原点に立ち返り身の回りの方々への想いが明確になっていきます。また、家族だからこそ照れてしまい言いにくい感謝の気持ちや想いも、文章にすれば素直に伝えることが出来ます。親子で同じ時間に笑顔相続ノートを作成し、セミナーを通じて想いを共有する事で大切な事が分かってくるでしょう。

争族の多くは、遺産が多いから揉めるのではなく（参考資料参照）、完全に平等には分けられず、“親の想い”が分からない、もしくは、なぜその分割にしたのかという“親の想い”が残された家族に伝わっていない事が大半の要因です。手紙やメッセージをもらった際に、自分なりの解釈をした、という経験が誰しもあるはずです。相続にも、それと同じ事が起こります。“親の想い”が分かっていたら、子供はそれに従うでしょう。笑顔相続の為に、「想いを残し、家族で話す」事が大事だと考えています。そのツールとしてエンディングノートが有効であり、このセミナーの時間を良いきっかけとして頂きます。

なお、大変お手数ではございますが、ご出席の際は別紙申込書、またはメールかファックスにて、お申し込みくださいますようお願いいたします。

【イベント概要】

- イベント名：笑顔相続への一歩を踏み出す『エンディングノート作成セミナー』
- 開催日時：2017年9月19日（火） 13：30～15：30
- 会場：一社）相続診断協会事務所 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7F
- 対象 相続診断士とその親御様・相続診断士からのご紹介の方(お客様親子)
- 定員 先着6組
- 費用 参加費無料 ※交通費は自己負担下さい。

●目的 相続診断士を通じ、身近なご家族やお客様に「相続への興味・気づきを与える」機会を設け、笑顔相続ノート作成により想いを形として遺すという体験を通して、家族の絆の深まりや、厚い信頼関係の構築をする。

●内容 オリジナルエンディングノート『笑顔相続ノート』を使用し実際にワークするセミナーを行います。

●持ち物：筆記用具

●特典：各家庭にエンディングノートプレゼント

<取材お申し込み先>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当：斎藤宛

TEL. 03-6661-9593

FAX. 03-6661-1196

MAIL. k-saito@souzokushindan.com もしくは別紙用紙をご利用下さい。

<参加申込・お問合せ>

一社) 相続診断協会 担当：宮山

TEL. 03-6661-9593

FAX. 03-6661-1196

MAIL. info@souzokushindan.com もしくは別紙用紙をご利用下さい。

【協会概要】

名称：一般社団法人 相続診断協会（<http://www.souzokushindan.com>）

所在地：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階

代表者：代表理事 小川 実・金井 恵美子

設立：2011年12月

事業内容：相続診断士検定試験

の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介等

ミッション：争う相続を減らし、笑顔相続の普及活動により社会問題を解決する事です。

生前に家族で相続について話し合い、円満に後世に想いを引き継いでいく社会創りのお手伝いをしています。私たちは生前に話し合う事が親の義務という社会を目指します。相続診断士を通じて一般の方へ問題啓発を促しています。想いを残す大切さを伝えると共に有効な方法としてエンディングノートを推奨しています。

参考資料

＜「遺産が多いから揉める」は間違い＞？

「相続」が「争族」になってしまうのは、他人事ではありません。

遺産が多いから揉めるのではなく、誰でも「争族」になる可能性を持っているのです。最高裁判所の「司法統計年報」（平成26年度）によると、相続分割事件全体の中で、相続税がかからない方が大半の5,000万円以下の遺産分割でもめている件数が、なんと全体の72.9%

を占めています。驚くことに、1000万以下で争ってる件数が31.9%を占めています。「相続税」は全員が対象ではありませんが、「相続」は誰にも訪れます。何故揉めるのか、どうすれば揉めずに、「笑顔相続」を迎えられるのか、道先案内を相続診断士が行うと共に、その準備の為に生前に話し合う事が親の義務という社会を目指しています。

【相続診断士とは】

相続の基本的な知識を身につけて相続診断ができる資格です。現在は全国に28,000名以上が合格しています。

相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後に不動産等の分けられない財産に身内が揉めたり、多額の相続税で苦勞をすることが多くあります。生前に「弁護士」「税理士」「司法書士」などの専門家に相談出来ればよいのですが、親切で相続に詳しい「専



門家」に出会うことは容易ではありません。一般の方からすると、そもそも誰に相談したら良いのか分からないというのが現状です。

「相続診断士」は、その誰に相談すればいいのか分からないの声に応えるべく、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

<取材お申し込み先>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当：斎藤宛

TEL. 03-6661-9593

FAX. 03-6661-1196

MAIL. k-saito@souzokushindan.com もしくは別紙用紙をご利用下さい。

<参加申込・お問合せ>

一社) 相続診断協会 担当：宮山

TEL. 03-6661-9593

FAX. 03-6661-1196

MAIL. info@souzokushindan.com もしくは別紙用紙をご利用下さい。